

佐賀県告示第四百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十一月二十六日から平成二十二年十二月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		変更前の 幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 藤原松瀬線	佐賀市大和町大字松瀬字久郎 四四八番一地从先から 佐賀市大和町大字松瀬字久郎 四五〇番一地从先まで	後	一・八 〇	一・四 四
		前	一・三 四 八・五	一・五 三
	佐賀市大和町大字松瀬字久郎 四〇八番三地从先から 佐賀市大和町大字松瀬字久郎 三五一番地从先まで	後	二・八 四 六・〇	二・五 七
		前	一・七 九 四・九	一・九 八〇